

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例(令和元年名張市条例第23号、以下「条例」という。)に基づき行った次の公文書公開請求(以下、「本件請求」という。)に対し、実施機関が行った公文書公開決定及び公文書不存在決定(以下、「本件決定」という。)の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和3年11月26日

請求内容：平成22年6月11日に三重県より出された通達『農水省工部長から各農林水産商工(農政・商工)環境事務所あて』により、農地転用の申請時に地元関係者の捺印は求めないとされているにも関わらず、名張市農業委員会が通達を無視し、金品の要求(捺印)をさせ続けた理由がわかる公文書、農業委員が金品の分け前をもらっていないかどうかの実態調査の報告書、農地転用の申請時に地元関係者の同意等の捺印を不要とした決定に係る全ての公文書

実施機関の処分：令和3年12月8日付け名農委第273号  
(公開決定及び不存在決定)

3 実施機関の主張趣旨

実施機関は、本件請求を「平成22年6月11日に三重県より出された通達等が存在していたところ、名張市農業委員会は、その様な通達を無視して農地転用の際に金品の要求をさせ続けた理由がわかる公文書」、「農業委員が農地転用等の申請に関連して金品の分け前をもらっていないかどうかの実態調査を行った報告書ないしは金品の請求の実態調査を行った結果報告書」、「農地転用申請の際に地元関係者の同意等の捺印を不要とした決定に係る公文書」を請求しているものと特定した。

この内「農地転用申請の際に地元関係者の同意等の捺印を不要とした決定に係る公文書」については、令和3年8月31日付けの三重県からの文書「農地法第4条及び5条の申請に際する隣接者同意書等の取り扱いについて」及び名張市農業委員会定例総会議事録が該当するとして公開決定を行ったが、その他の請求文

書については該当する公文書を作成しておらず、保有していないとして、不存在決定を行った。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその外縷々述べるけれども、いずれも本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、本件請求書において、実施機関が特定した公文書の外、「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ない」と記載した。したがって、実施機関は地元と癒着したり、金品の要求に加担するために地元関係者への捺印の要求を行うと規定している公文書等を公開すべきである。

また、本件請求書には「真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める」とも記載した。つまり、実施機関は地元と癒着したり、金品の要求に加担するために地元関係者への捺印の要求を行ってはいけないとする規則・規定等を公開し、そのような規則があるのになぜ規則に反して地元関係者の捺印を求め続けたか説明すべきである。

なお、本件請求における実態調査の結果報告書には、審査請求人自身が実施機関に対して行った「印鑑代」の報告が含まれるはずであるので、これも併せて公開すべきである。

その外、実施機関に対して文書を特定するための面談を行い、電話連絡で日程を調整した上で上記の公文書を公開することを併せて求める。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

##### (2) 本件決定について

本件決定につき、当審査会が実施機関への聴取により事実確認を行ったところ、

下記の説明を受けた。

#### 記

ア 名張市農業委員会は、令和3年8月31日付けで三重県から関係者の捺印を不要とする通達を受けた。

イ 運用の変更にあたっては、農業委員との協議や総会での決定が必要であり、事務局が即時に判断することはできないため、月1回の農業委員会定例総会に諮った結果、捺印を求めない運用に変更することを決定し、以降その運用が続いている。

ウ 農地転用等の申請に関連して農業委員が金品の分け前をもらっていないかどうかの実態調査は、名張市として、また農業委員会として、そのような事実を認知していないため、行っていない。そのことについては審査請求人にも説明している。

以上

審査請求人は、本件請求書において、「平成22年6月11日に三重県より出された通達『農水省工部長から各農林水産商工（農政・商工）環境事務所あて』により、農地転用の申請時に地元関係者の捺印は求めないとされているにも関わらず、名張市農業委員会が通達を無視し、金品の要求（捺印）をさせ続けた理由がわかる公文書」、「農業委員が金品の分け前をもらっていないかどうかの実態調査の報告書」、「農地転用の申請時に地元関係者の同意等の捺印を不要とした決定に係る全ての公文書」の公開を求めている。併せて、本件請求書には、「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める」という記載がある。

まず、「名張市農業委員会が三重県からの通達を無視し、金品の要求（捺印）をさせ続けた理由がわかる公文書」については、運用を変更するにあたり農業委員との協議や総会での決定が必要であるため、通達から現に運用を変更するまでに時間を要するという実施機関の説明は信用するに足り、事務手続きの過程で自然に生じた時間のずれであるから、あえて運用を変更せずに金品の要求（捺印）をさせ続けたとは考え難く、当然それを理由づける文書も存在しないと言える。

これに関連し、「農地転用申請の際に地元関係者の同意等の捺印を不要とした決定に係る公文書」については、上記のとおり三重県からの通達と、それを受けて運用の変更を諮り、決定に至った農業委員会定例総会議事録を公開したことは妥当と言える。

次に、「農業委員が金品の分け前をもらっていないかどうかの実態調査の報告書」については、そもそも当該実態調査自体が行われていないため、報告書が存在しないことは当然である。

また、審査請求人は、審査請求書において、本件請求書における「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存決定はあり得ない」という記載の真意は、実施機関が地元と癒着したり、金品の要求に加担するために地元関係者への捺印の要求を行うと規定している公文書を求めており、「真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める」という記載の真意は、実施機関が地元と癒着したり、金品の要求に加担するために地元関係者への捺印の要求を行ってはいけなとする規則・規定等の公開を求め、なおかつそのような規則があるのになぜ規則に反して地元関係者の捺印を求め続けたか説明を求めていると、本件請求書の読み方について独自の解釈を述べている。しかしながら、請求する文書は当初から公開請求書に明記しなければならず、本件請求書において地元関係者へ捺印を要求する又は要求しないとした規則等を求めているとは解せない。

したがって、本件請求は「名張市農業委員会が三重県からの通達を無視し、金品の要求（捺印）をさせ続けた理由がわかる公文書」、「農業委員が金品の分け前をもらっていないかどうかの実態調査の報告書」、「農地転用申請の際に地元関係者の同意等の捺印を不要とした決定に係る公文書」を求めていると解釈するのが妥当であり、特定した各文書について実施機関が行った本件決定は妥当と判断する。

なお、上記（１）基本的な考え方にあるように、当審査会は公文書の公開非公開の可否を審査するものであり、実施機関における業務自体の是非を審査する権限を持たないことを申し添える。

### （３）結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 6月29日	諮問
令和4年 8月 5日	令和4年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和4年 8月18日	答申

## 7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長職務代理	木村 那津子	楠井法律事務所 弁護士
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	竹谷 和也	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長